

第1 甲の罪責

1. 甲がDマンションの204号室の一部を焼損させたことについて、現住建造物放火罪（刑法（以下略）108条）が成立しないか。

(1) 構成要件該当性

ア 「現に人が住居に使用し」ていたかについて、Dマンション204号室は空き部屋で、放火の当時犯人以外の人不起臥寝食の場所として日常使用していないから、現住性が認められないように思える。しかし、建造物の非現住部分の一部に対する放火であっても、同部分と建造物との一体性があれば、建造物全体への公共の危険が発生することから、同部分の現住性を肯定することができる。そこで、一体性の有無を物理的・機能的一体性を基準に判断する。

Dマンションは3階建てで各階に5室ずつ合計15室の部屋が並んでいる集合住宅である。集合住宅は、各部屋の間隔が近く、接着している。また、Dマンションは内部火災が発生すれば、新建材の燃焼による有毒ガスなどが風呂釜の換気口などを伝って、たちまち上階あるいは左右の他の部屋に侵入するおそれがあり、状況によっては火勢が他の部屋に及ぶおそれがあった。このことから、Dマンションの204号室で火災が生じた場合は、他の部屋に延焼する可能性があったといえ、物理的に各部屋がDマンションと一体の構造をなしていたといえる。そして、204号室は外廊下などの共有部分に面しており、各住人はこれらを使用しながら建造物の一部を日夜の起居に利用していることから、204号室は建造物の機能的にもDマンションと一体となっていたといえる。

したがって、204号室に現住性が認められる。

イ また、甲は灯油をかけた衣類にライターで火を付け、それをダイニング内の壁付近に投げつけている。この点、灯油は炎上の勢いを促進させるものであり、Dマンションは耐火構造を備えているが、内部火災に弱いことから、甲の当該行為は、Dマンションの焼損を惹起させる危険な行為である。このことから、「放火して」といえる。

ウ そして、甲の行為の結果、衣類の火が同室の壁に燃え移り、同室の一部約1.8平方メートルが「焼損」するに至っている。

エ 甲は放火することの認識認容があるから、構成要件の故意を満たす。

(2) 違法性

ア もっとも、甲は監禁状態から脱出するために上記行為に及んでいることから、緊急避難（37条1項）が成立しないか。

イ 「現在の危難」とは、危険が現在し、又は間近に差し迫っていることを指す。本件では、甲は手足をロープで縛られ監禁状態に置かれている。また、甲が盗み聞きしたAらの会話の内容からは、輪姦に等しいような性行為を強いられることは必定であった。このことから、甲は性的暴行という極めて卑劣な侵害を受ける

おそれが間近に差し迫っていたといえ、自己の身体に対する「現在の危難」が存在していたといえる。

ウ また、甲は、当該危難から何とか逃げなければと考え、上記放火行為に及んでいることから、危難を回避する目的があり、「避けるため」に行ったものである。

エ 「やむを得ずにした行為」とは、避難行為を行う以外に他に方法がなく、それを条理上肯定し得ることを要する。

本件では、甲は、自力で手足のロープを解いてももの、南京錠をかけられた猿轡のため声を出せず、携帯電話も取り上げられていたことからメールなどで警察に助けを求めることもできないままであった。このことから、甲は外部に救護を求める手段が存在しなかった。

また、北側玄関から脱出するには、ダイニングにいる C の見張りをかいくぐる必要があった。もっとも、C はタバコを買いに外出していたが、甲は寝室内にいたため気づいていなかった。この点、甲が C の存在を確認し玄関から脱出する手段が存在していたように思えるが、声を発することができない甲が仮に C と遭遇すれば、甲に対抗する術はなく、危難を避けることができないことから、甲に C の存在を確認することを要求するのは妥当でない。

他方、ベランダからの脱出は、地上に飛び降りると骨折などの重傷を負う恐れがあつてあまりに危険であるから、ベランダからの脱出を要求すべきでない。甲が隣室とのしきりを破ることについても、しきりは金属板で出来ていて頑丈で破ることが不可能であったことから、他に方法がなかったといえる。

そして、甲は、ABC らにより車に引きずり込まれ、監禁され、強制性交を行われるという危険に遭遇し、心理的に追い込まれている状況下であったといえ、上記放火行為に出たことは条理上肯定できるものである。

オ 「これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えない」場合かは、法益権衡の原則により判断する。本件では、D マンションの一部を焼損しただけにとどまり、他の住人等への被害は生じてなく生じた法益侵害の程度は小さい。これに対して、甲は監禁状態が継続していれば、身体への被害ないし性的自由に対する重大な法益侵害に至ることが確実であったといえる。このことから、甲の上記放火行為「によって生じた害が避けようとした害の程度を超えない」場合であったといえる。

カ したがって、甲に緊急避難が成立する。

(3) 以上のことから、甲に緊急避難が成立し、現住建造物放火罪は成立しない。

第2 甲の罪数

1. 甲に犯罪は成立しない。

以上